

新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則及び新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第37号

新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則及び新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和45年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(身分証明書) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省・国土交通省令第4号)別記様式によることができる。</u>	(身分証明書) 第3条 (略)

(新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県砂防指定地等管理条例施行規則(平成15年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(身分証明書) 第13条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省・国土交通省令第4号)別記様式によることができる。</u>	(身分証明書) 第13条 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。